

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

やっと、事務所内のマスク率が低くなってきました。
雪もさほど多くない、函館らしい冬景色だと思います。
あともう少し、皆様、体調にお気をつけください。

住宅借入金控除について

税理士 鎌田 ふくみ

所得税確定申告の時期です。出来上がりつつある申告書等を見ながら、ちょっと気になったことがありましたので、かいつまんでご紹介いたします。

1. 個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等をし、2021年12月31日までに自己の居住の用に供した場合、以後10年間、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等の1%を、各年分の所得税額から控除することができます。(一般住宅：各年40万円限度)
2. 住宅の取得等に当たって借入れた住宅ローン等を金利の低い住宅ローン等に借換することもよくあるかと思えます。

このような場合にも、次の(1)(2)を前提に、引続き住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- (1) 新しい住宅ローン等が当初の住宅ローン等の返済のためのものであること。
- (2) 新しい住宅ローン等が10年以上の償還期間であることなど住宅借入金等特別控除の対象となる要件に当てはまること。

ただし、借換による新たな住宅ローン等が、借換前より増加する場合には、住宅ローン等特別控除の対象となる金額に制限が設けられますので注意が必要です。

A=借換直前における当初の住宅ローン等の残高

B=借換による新たな住宅ローン等の借入時の金額

C=借換による新たな住宅ローン等の年末残高

- $A \geq B$ の場合 対象額=C
- $A < B$ の場合 対象額=C×A/B

3. 2019年10月1日に消費税率が10%になってからの取得等であることを前提に、同日以降2020年12月31日までに居住開始の場合は、11年目～13年目も消費税率アップに

見合う税額が控除できるようになる見込みです。

医療費控除の提出書類の簡略化について

スタッフ 安藤 光徳

平成 29 年分の所得税の確定申告から医療費控除を受ける場合には、領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することにより、領収書の提出又は提示は不要となりました。ただし、この場合は医療費控除の明細書の記載内容の確認を求められる場合があるため、確定申告期限から 5 年間のご自宅等で領収書を保存する必要があります。

より簡単に医療費控除の適用を受ける方法として、「医療費通知」（医療費のお知らせ）の原本を確定申告書に添付し、通知書に記載された医療費の合計額を医療費控除の明細書に記入する方法があります。

医療費通知の原本を添付することにより、医療費の領収書の保存も不要となります。

医療費通知とは、医療保険者が発行するもので次の①から⑥までに掲げる事項が記載された書類をいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

たとえば、全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者の場合、交付を受けた「医療費のお知らせ」に「H30.1～9月の加入者の医療費の支払い額」が記載されていますので、集計をする必要がなく、9月までの分は医療費控除の明細書に合計金額を転記するのみとなります。

10月から12月に支払った医療費または控除の対象となる自由診療に区分される診療や薬局での医薬品の購入などの医療費は、領収書に基づき、医療費控除の明細書に追加して必要事項を記載することになります。

「医療費通知」を活用することによって、医療費控除の計算及び明細書の作成が簡略になるケースもありますので、捨てずに保管しておくことをおすすめします。

詳しくはスタッフにご相談ください。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は12月～5月の間は、18時までです。よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。